

# 【聖光学院校友会会則】

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は聖光学院校友会とする。

(事務局)

第2条 本会は事務局を横浜市中区滝之上100番地 聖光学院内におく。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を厚くし、知識の交換を行い、併せて母校の発展を援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- ① 会報の発行
- ② 名簿の管理
- ③ その他本会の目的を達成する為必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- ① 正会員      A 卒業生  
                  B 聖光学院に在学した者で希望する者
- ② 特別会員 聖光学院の現教職員及び旧教職員

(会費の納入)

第6条 正会員は評議員会で定める会費を納入するものとする。

## 第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会は次の役員をおく

- 一、会 長      1名
- 二、名誉会長    1名
- 三、副 会 長    2名
- 四、事務局長    1名
- 五、理 事      10名以上
- 六、監 事      2名以上
- 七、評 議 員    30名以上

(職 務)

- 第8条
- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - ② 名誉会長は名誉職として会長の相談に応ずる。
  - ③ 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
  - ④ 事務局長は理事会の下に当会の庶務を掌理する。
  - ⑤ 評議員は本会則第15条2項に定める事項を審議する。
  - ⑥ 監事は本会の業務並びに会計についての監査を行う。

(役員を選出)

- 第 9 条 ① 会長・監事はその候補者を評議員会が指名しその中から総会にて選出する。  
② 名誉会長は聖光学院校長とする。  
③ 副会長・理事・評議員及び事務局長は会長が委嘱する。

(任期)

- 第 10 条 ① 役員の任期はその就任後初めての定時総会の終結に至る迄とする。  
② 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。  
③ 役員に欠員を生じた場合は、次の定時総会まで補欠選任を行わないことができる。  
④ 会長は再任することができない。

(解任)

- 第 11 条 役員で会員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には総会の決議により解任することができる。

(顧問)

- 第 12 条 ① 本会は顧問をおくことができる。  
② 顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。  
③ 顧問は、総会、評議員会、理事会に随意出席して意見を述べることができる。

## 第 4 章 会 議

(会議)

- 第 13 条 会議は、総会、評議会、理事会とし、総会を定時総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第 14 条 ① 総会は正会員をもって構成する。  
② 評議員会は、会長、副会長、理事、評議員をもって構成する。  
③ 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 15 条 ① 総会はこの会則に規定するもののほか次の事項を決議する。  
1. 決算報告の承認  
2. 事業報告の承認  
3. その他重要事項の承認  
② 評議員会は他に定めるもののほか次の事項を決議する。  
1. 総会に付議すべき事項  
2. 重要な事業計画  
3. 総会の決議を要しない重要事項  
③ 理事会は当会の業務を執行する。  
④ 監事は監査結果を評議員会または総会に報告し、必要ある時はこれを招集する。

(招集)

- 第 16 条 ① 総会、評議員会、理事会は会長が招集する。  
② 総会及び評議員会を招集するにはその構成員に対して会議の目的・日時・場所を示して少なくとも10日前に通知する。

(開 催)

- 第 17 条 ① 定時総会は毎年 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。  
② 臨時総会の開催は次の場合に行う。  
1. 評議員会が必要と認めた場合  
2. 正会員の100名以上から、会議の目的たる事項を示して請求があった場合  
3. 監事の請求があった場合  
③ 評議員会の開催については随時必要な場合とするが、10名以上の評議員により開催の請求があった場合にも開催されなければならない。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

(議 決)

第 19 条 会議の諸事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 5 章 会 計

(収 入)

第 20 条 本会の会計は会費、寄附金その他の収入による。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第 22 条 本会の業務遂行に伴う経費は収入金を持って支弁する。

## 第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 23 条 本会則は総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

## 第 7 章 その他の事項

(細 則)

第 24 条 本会則の施行についての必要な細則は、評議員会の決議を得て会長がこれを定める。

附 則

1. この規則は、平成18年 4 月29日より施行する。